

改造した原動機付自転車の登録について

猪名川町では、原動機付自転車の改造にかかる申告は書類審査のみで、排気量・構造に基づいた標識の交付及び課税をしていますが、保安基準・その他法律等を満たしていることを認定したものではありません。所有者の責任において登録及び運行を行ってください。

●原動機付自転車の改造の申告

原動機付自転車を改造し、排気量が増大・減少、又は軸距を拡大・縮小した等という場合は、「**原動機付自転車変更・軽自動車税登録申告書**」の提出による申告が必要です。この書類には、所有者の記名押印・改造実施者の記名押印が必要で、その他に添付書類も必要となります。

★申告書の変更内容欄記載内容

(1) シリンダー等の交換をした場合は、メーカー名・商品名・型番等を記入

添付書類 商品の領収書の写し

(2) ボーリングの場合は、ボーリングした業者名、変更後のシリンダー内径を記入

添付書類 ボーリング作業の領収書の写し

(3) エンジンを載せ替えた場合は、載せ替え後のエンジン番号を記入

添付書類 乗せ替え後のエンジン番号の石刷り

(4) 軸距を変更した場合は、その方法を記入

添付書類 変更後の軸距の寸法がわかる写真

※(1), (2)の添付書類が添付できない場合は、シリンダー内径の寸法が確認できるもの(説明書、カタログ、ホームページ等を印刷したもの、シリンダーに定規をあてた写真等)もしくは、添付書類が提出できない理由を申告書に記載する

* 注意 *

走行にあっては遵法運行を

当町は申告書に記載された排気量・構造に基づいて標識交付・課税をしているもので、法律等の基準を満たしていることを認定したわけではありません。

また、改造行為により制動力等の安全性に問題が生じる場合がありますので、十分に留意してください。

なお、車両の保安基準を満たさないまま、道路を運行すると整備不良又は違法改造として、警察の取り締まりの対象になることがあります。

虚偽の申告は罰せられます

変更の事実がなく、排気量が増減・軸距が増減したとの虚偽の申告により原動機付自転車の登録をした場合(いわゆる書類チューン)は、地方税法第448条の規定に基づき罰せられます。